

みやき町告示第12号

令和7年度みやき町地域通貨みやきpay事業（全町民対象）実施規程を次のように定める。

令和7年3月12日

みやき町長 岡 毅



令和7年度みやき町地域通貨みやきpay事業（全町民対象）実施規程

（趣旨）

第1条 この規程は、みやき町地域通貨みやきpay事業実施要綱（令和4年みやき町告示第75号。以下「要綱」という。）に基づき、物価高騰対応事業の一環として、世帯の家計に対する支援と消費喚起による町内商工業者への支援に資するために配布する「みやき町地域通貨みやきpay」（以下「みやきpay」という。）の発行及びその取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（配布対象者）

第2条 みやきpayの配布対象者は、令和7年4月1日を基準日として、本町の住民基本台帳に登録された者とする。

（配布内容）

第3条 配布するみやきpayは、配布対象者1人につき3,500円分とする。

（配布方法）

第4条 みやきpayの配布は、配布対象者の属する世帯の世帯主に対し、世帯の配布対象者分のカードを一括して郵送する方法で行う。ただし、すでにカードを配布した対象者を除くものとする。

（使用範囲等）

第5条 みやきpayの有効期間は、令和7年6月2日から令和8年1月30日までとする。

2 みやきpayは、以下に掲げるものの支払には使用できないものとする。

- （1） 不動産や金融商品
- （2） たばこ
- （3） 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- （4） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- （5） 国税、地方税や使用料などの公租公課
- （6） 公営ギャンブル

(その他)

第6条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。